

# 優良誤認を招く不当表示の例

品質、規格、その他の内容について著しく優良であると示す表示を禁止しています。

- 品質、規格、その他の内容とは、このようなものです。
- 品質：原材料、純度、添加物、効能、鮮度、栄養価など
  - 規格：国や地方公共団体が定めた規格、等級、基準など
  - その他の内容：原産地、有効期限、製造方法など

合理的な根拠がない効果・効能等の表示は、優良誤認を招く不当表示とみなされます。

消費者庁は優良誤認表示に当たるかどうかを判断する材料として、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を事業者に求めることができます。その結果、当該資料が提出されないときは不当表示とみなされます。

※提出された資料が表示の裏付けとなる合理的なものといえない場合も、「優良誤認を招く不当表示」とみなされます。

## CASE 1



実際のものよりも著しく優良であると示すケース

商品・サービスの品質や規格、その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示は不当表示となります。

### 食肉のブランド表示の偽装

国産有名ブランド牛の肉であるかのように表示していたが、実際には国産有名ブランド牛ではない国産牛肉だった。



### アクセサリーの原材料の虚偽表示

天然ダイヤを使用したネックレスであるかのように表示していたが、実際には使われているのはすべて人造ダイヤだった。



他にもこんなケースがあります

- 「100%果汁」と表示したジュースの果汁成分が、実際には60%。
- 「走行距離 3万 km」と表示した中古車が、実際には10万 km 走行車。



## CASE 2



競争業者のものよりも著しく優良であると示すケース

実際はそうではないのに、商品・サービスの品質や規格などが競争業者のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示は不当表示となります。

### パソコンの性能表示

「この新技術は日本で当社だけ!」と表示していたが、実際には他社も同じ技術を採用したパソコンを販売していた。

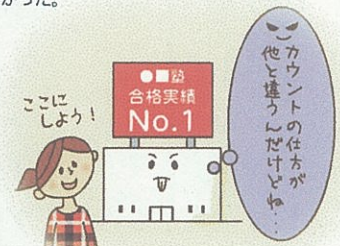


他にもこんなケースがあります

- 健康食品に「栄養成分が他社の2倍」と表示していたが、実際には他社の健康食品と同じ量しか入っていなかった。
- テレビに「他社よりも解像度が3倍で画質が優れている」と表示していたが、実際には根拠がなかった。

### 予備校の合格実績広告

「大学合格実績 No.1」と表示していたが、他校と異なる方法で数値化したもので、適正な比較ではなかった。



●こういったものも不当表示に...

### ダイエット商品の効果

利用者の体験談やアンケートを用いて、食事制限することなくやせられるかのように表示していたが、その内容はねつ造されたもので、しかも効能の実証データも根拠のないものだった。



### 害虫駆除器の効果

超音波や電磁波によって、ゴキブリやネズミを駆除すると表示していたが、実際にはそのような駆除効果、効能は認められず、表示の根拠もなかった。



他にも、こんな表示が優良誤認を招く不当表示になります。

- 機械打ちの麺に「手打ち」と表示
- 未認定の文房具に「エコマーク」等を表示
- 実際の地目は山地、農地なのに「宅地分譲」と表示
- 添加物を使用した食品に「無添加」と表示
- 実際には見られない景観写真等を旅行パンフレットに表示

